

キラキラ  
しんいち  
第173号発行：新市交流館  
電話番号：(0847)52-5546ホームページの  
QRコードです！<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokubutiikishinkou/269916.html>

## 新年度を迎えて

新市公民館から新市交流館へ名称が変わり1年が経過しました。交流の場をキーワードに、今後どのような取り組みを行えば、人と地域をつなぎ・結びつけることができるかを模索・検討する日々の中で、デジタル化の進行により、多くの高齢者は便利さよりも不便さ(対応できないストレス)を感じ、ますます社会・地域から離れているように思います。

このような地域課題を少しでも解消するために、交流館は地域と連携を取り、地域・人の支えとなるべく、地域とともに歩いていく所存ですので、ご支援とご協力をお願いいたします。

どうぞ、お気軽に交流館へお立ち寄りください。

新市交流館 館長 出原隆行



## 人生100年時代を幸せに生きる ~これからの人生をデザインする~

新市交流館 社会教育活動事業

参加無料

申し込み必要

WHOが発表した世界保健統計2023年版によると、日本人の平均寿命は84.3歳で、世界第1位です。100歳以上の人口は9万人を超え、いまや「人生100年時代」と言われています。人口減少も進み、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。(厚生労働省ホームページより)

将来のことを考えると不安が増すばかりですが、講座では幸せに楽しく生きるための準備とコツ、お金、相続について話していただきます。申し込み先:新市交流館 電話 52-5546

## ■6/13(木)13時30分~15時 「人生100年時代を楽しく生きる準備とコツ①」

~今日からできる!もしもに役立つ!準備のコツ~

講師 NPO法人エンディングノート普及協会  
代表理事 赤川直美さん

準備は「やらなくては…」と思いながら先延ばしになりがちですね。それは「特別に準備する」と考えてしまうかもしれません。実は日常生活を少し変えるだけで、人生100年時代を楽しく生きる準備に繋がります。今日からできるコツをお話していただきます。



## ■7/25(木)13時30分~15時 「避けては通れない相続のこと」

~争族にならないための準備~

講師 池永経営株式会社  
相続部 部長  
相続手続き支援センター センター長  
小田宏治さん

相続をめぐるトラブルは近年増加の傾向にあります。遺産をめぐる親族がもめると、解決できず争族になってしまいます。では、そうならないためには、どのような準備ができるのでしょうか。相続問題のアドバイスをされている講師から、その準備のコツをお話していただきます。

## 8月予定 13時30分~15時 「人生100年時代を楽しく生きる準備とコツ②」

~実例公開!人生後半のお金の使い方~

講師 NPO法人エンディングノート普及協会  
代表理事 赤川直美さん



今月の花は桜です。

サクラは バラ科サクラ亜科サクラ属（スモモ属とすることもある）の落葉広葉樹です。

桜の全般的な花言葉は、「精神美」「優美な女性」「純潔」です。「精神美」は桜が日本の国花であり、日本国、そして日本人の品格を表すシンボルだからでしょう。

そして桜と言えば「お花見」ですよね。古くは、平安時代

の貴族が桜を見ながら歌を詠んだり蹴鞠（けまり）をした行事が始まりで、次第に農民の間でその年の豊作を願って桜の下で宴会をするようになったそうです。

なんと「さくら」という言葉の語源は、稲作と関係しているそうです。農耕の神様を意味する「さ」という言葉に神様の居場所を意味する「御座（みくら）」の「くら」が合わさって「さくら」になったという説があるそうです。

春の訪れと共に冬の神様を山に送り、春の神様を迎える行事としてお花見が行われ、桜の咲き具合でその年の豊作を占ったそうです。そんな事も考えながらお花見をしても良いですね。

今回はお家でお花見！

桜だけを一種、投げ入れて生けてみました。なんと器はゴミ箱です。ペーパーを貼ってオシャレにしてみました。花が散っても葉桜まで楽しみましょうね。



## 2024年度(令和6年度) 町内会長のご紹介

～住み良いまちづくり、地域活動へご尽力いただきます、よろしくお願いいたします～

町内会	お名前	町内会	お名前	町内会	お名前
1-1	吉川 豊	6	大平 正廣	11	川尻 修
1-2	岩崎 年宏	7	藤本 正登	12	為定 巧
2-1	吉岡 宏	8	重田 義揮	13	市原 有都
2-2	児玉 文男	9-1	河上 正次	14	吉川 敬子
3	原川 幸治	9-2	渡辺 哲也	15-1	天野 伸一
4	林 俊文	10-1	水津 清	15-2	沖 裕司
5	近藤 哲玄	10-2	平川 輝司	(敬称略)	



# みんなの終活



## エンディングノート ナビゲーターの 赤川なおみです！ (No.72)

「人生 100 年時代を楽しく生きる準備のコツ  
～人生を楽しむためには準備が9割！～」

こんにちは。「人生悔いなし！を全力サポート」の特定非営利活動法人エンディングノート普及協会代表理事の赤川なおみです。

2024 年度もコラムを書かせていただくことになりました。1 年間、皆さまのお役に立てるような情報をお伝えしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ◎人生を楽しむためには準備が9割！

何か物事を成功させたり成就させたりするためには、様々な準備をしますよね？スポーツや芸術なら日々の練習、仕事なら資料や戦略を練る、おいしい料理を作るなら下準備、お出かけするなら出かける準備。皆さん日々様々な準備をされていると思います。

しかし人生 100 年時代と言われるようになり「長いなあ、お金は？健康は大丈夫かな？なんか不安だ」と気になっている方もおられるかもしれません。

そんな不安を吹き飛ばし、人生 100 年時代を楽しく生きるためには「準備が9割」です！

### ◎毎月人生を楽しむための準備をお伝えします

準備といっても、今すぐに何かを変える、起こすための準備ばかりではありません。特に人生の後半になってくると、自分だけでは完結しないこと、誰かに引き継がなければならないことも出てきます。そして、その内容のほとんどは今日、明日で答えが出るものではなく、明確な目標や解決策があるというよりも「何から手を付けたらよいの??」というものが多いいものです。だから「どうしよう?」と悩んでいる間に時間がたってしまいますし、なんとなく日々不安な気持ちになったりするのでよね。

今年度のコラムでは、「何から手を付けたらよいの?」と気になるけど動けないことや、準備のコツを一つずつお伝えしていきます。できるだけすぐに実行できる内容を心がけてまいりますので、ぜひ一緒に準備を進めていきましょう！

とはいえ動くのは難しいなあという方もいらっしゃるかもしれません。そんな方もあきらめないでください！すべては「知ることから」始まります。

突然トラブルに巻き込まれた時、よく耳にするのは、「知っていたらやっていたのに」という言葉。そうなんです。知っていたら準備ができたことって、たくさんあるのです。

ですから、人生 100 年時代を楽しく生きるためにも、準備を始める一年を、一緒にスタートしましょう！



## 2024年度(令和6年度)市税の納期一覧表

まちづくり みんなの税で ささえあい

納期限	税目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税 ・都市計画税	軽自動車税 種別割	国民健康 保険税
4月30日(火)			1期		
5月31日(金)				全期	
7月1日(月)		1期			
7月31日(水)			2期		1期
9月2日(月)		2期			2期
9月30日(月)			3期		3期
10月31日(木)		3期			4期
12月2日(月)					5期
12月25日(水)			4期		6期
2025年(令和7年) 1月31日(金)		4期			7期
2月28日(金)					8期



## 市税の納付は、便利で確実な口座振替で！

- ★口座振替は、取扱金融機関や市役所の窓口などで申し込むことができます。
- ★バーコード付きの納付書はコンビニエンスストア・スマホ決済アプリでも使用できます。
- ★市・県民税、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税はキャッシュレス納付(クレジットカード納付書等)ができます。

広島県地方税納税推進  
キャラクター「ささえくん」

詳しくは福山市ホームページへ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>

福山市

納税課  
保険年金課

## 新市交流館の使用について

開館時間 午前8時30分～午後10時  
 休館日 12月29日から翌年1月3日  
 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時  
 土曜日 午前8時30分～午後0時15分  
 (但し休日は除く)



## ■使用許可申請について

- ・交流館を使用する団体は予め申請書を提出し許可を受ける必要があります。申請前の仮押さえ(予約)はできません。
- ・申請受付期間は使用予定日の前3ヵ月に中る日から使用予定日の前日までです。
- ・使用目的、団体によっては有料になる場合があります。予め電話で確認してください。(新市学区在住者が1/3以上で構成されたグループ、サークル及び新市学区在住者が関係する機関が使用する場合等、使用料を免除できる範囲が規定されています。)

## ■使用にあたっての注意

- ・使用の前後は事務室へ連絡してください。
- ・使用したイス・机・器具などは所定の位置に戻してください。
- ・使用後は、部屋の清掃、ごみは必ず持ち帰ってください。
- ・ホールを使用の場合は機器の操作を事前に確認しておいてください。
- ・使用後は窓口の使用簿へ記入してください。